

練で、訓練生には訓練手当が、事業主には職場適応訓練費（2万4,000円／月）が支給される（原則、期間6か月以内）。また、重度の障害のある人に対しては、より訓練期間、支給期間を長くし（1年以内）、職場適応訓練費を上積み支給（2万5,000円／月）している。

イ 職場適応訓練（短期）

障害のある人に対し、実際に従事することとなる仕事を体験させることにより、就業への自信を持たせ、事業主に対しては対象者の技能程度、適応性の有無等を把握させるため、都道府県知事又は都道府県労働局長が民間事業主に委託して実施する訓練で、訓練生には訓練手当が、事業主には、職場適応訓練費（960円／日）が支給される（期間2週間以内）。また、重度の障害のある人に対しては、より訓練期間や支給期間を長くし（4週間以内）、職場適応訓練費を上積み支給（1,000円／日）している。

（8）資格取得試験等における配慮

司法試験においては、障害者がその有する知識及び能力を答案等に表すに当たり、その障害が障壁となり、事実上の受験制限とならないために、健常者との実質的公平を図り、そのハンディキャップを補うために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、視覚障害者に対する措置として、パソコン用電子データ又は点字による出題、解答を作成するに当たってのパソコン（ワープロ）の使用、問題集・答案用紙の拡大、試験時間の延長等を、肢体障害者に対する措置として、解答を作成するに当たってのパソコン（ワープロ）の使用、答案用紙の拡大、試験時間の延長等を認めるなどの措置を講じている。

司法書士試験、土地家屋調査士試験及び簡裁訴訟代理等能力認定考査においては、その

有する知識及び能力を答案等に表すことについて障害のない人と比較してハンディキャップを補うために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、弱視者に対する拡大鏡の使用や記述式試験の解答を作成するに当たってのパソコン（ワープロ）の使用を、また、試験時間の延長を認める等の措置を講じている。

（9）福祉施設等における仕事の確保に向けた取組

ア これまでの取組

後期5か年計画において、国は公共調達における競争性及び公正性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会の増大に努めるとともに、地方公共団体等に対し、国の取組を踏まえた福祉施設等の受注機会の増大の推進を要請することとされていたことから、これを踏まえ、官公需（官公庁の契約）を積極的に進めるため、各府省の福祉施設受注促進担当者会議を開催し、更なる官公需の促進を依頼するなどの取組を行うとともに、平成20年に地方自治法施行令を改正し、地方公共団体の契約について随意契約によることができる場合として、地方公共団体が障害者支援施設等から、クリーニングや発送作業などの役務の提供を受ける契約を追加する措置を講じた。

また、平成20年度より障害者の「働く場」に対する発注促進税制を創設し、企業に対して当該税制の活用を促すことなどにより、障害者の仕事の確保に向けた取組を推進している。

加えて、平成25年度の「障害者優先調達推進法」の施行にあわせて、「予算決算及び会計令」を改正し、随意契約によることができる場合として、「慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき」を追加する措置を講じた。

■ 図表2-15-1 国・地方公共団体における障害者の在籍状況

1 法定雇用率2.1%が適用される国、地方公共団体

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数／機関数	⑤達成割合
国の機関	307,130.5人 (305,997.0人)	7,105.0人 (6,869.0人)	2.31% (2.24%)	39 / 39 (39 / 39)	100.0% (100.0%)
都道府県の機関	323,879.0人 (326,662.0人)	7,882.0人 (7,805.0人)	2.43% (2.39%)	144 / 155 (142 / 157)	92.9% (90.4%)
市町村の機関	1,052,790.5人 (1,049,375.5人)	23,730.5人 (23,363.0人)	2.25% (2.23%)	1,998 / 2,312 (1,970 / 2,353)	86.4% (83.7%)

2 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数／機関数	⑤達成割合
都道府県等教育委員会	673,631.0人 (686,659.5人)	12,677.5人 (12,154.0人)	1.88% (1.77%)	85 / 121 (94 / 139)	70.2% (67.6%)

- 注1 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 4 ()内は、平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

■ 図表2-15-2 国の機関ごとの障害者の在籍状況

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
国の機関合計	307,130.5	7,105.0	2.31	0.0	
行政機関合計	278,927.5	6,443.0	2.31	0.0	
内閣官房	745.0	16.0	2.15	0.0	
内閣法制局	75.0	1.0	1.33	0.0	
内閣府	2,309.0	51.0	2.21	0.0	
宮内庁	870.5	22.0	2.53	0.0	
公正取引委員会	784.5	16.0	2.04	0.0	
警察庁	2,103.0	48.0	2.28	0.0	
金融庁	1,569.5	35.0	2.23	0.0	
消費者庁	328.5	8.0	2.44	0.0	
復興庁	—	—	—	—	(注4)
総務省	5,255.5	136.0	2.59	0.0	特例承認あり(注5)
法務省	31,658.5	719.5	2.27	0.0	
公安調査庁	1,507.5	33.0	2.19	0.0	
外務省	5,763.0	157.0	2.72	0.0	
財務省	10,802.0	236.0	2.18	0.0	
国税庁	58,058.0	1,285.0	2.21	0.0	
文部科学省	2,211.0	47.0	2.13	0.0	特例承認あり(注5)
厚生労働省	54,988.0	1,410.5	2.57	0.0	
農林水産省	17,301.0	398.0	2.30	0.0	
林野庁	4,618.5	97.0	2.10	0.0	
水産庁	615.0	15.0	2.44	0.0	
経済産業省	5,548.5	130.5	2.35	0.0	特例承認あり(注5)
特許庁	2,774.0	64.0	2.31	0.0	
国土交通省	38,646.0	821.5	2.13	0.0	
観光庁	99.0	3.0	3.03	0.0	
気象庁	4,977.5	108.0	2.17	0.0	
海上保安庁	77.0	3.0	3.90	0.0	
運輸安全委員会	182.0	4.0	2.20	0.0	
環境省	1,504.0	33.0	2.19	0.0	
防衛省	21,637.0	499.0	2.31	0.0	
人事院	628.0	16.0	2.55	0.0	
会計検査院	1,291.5	30.0	2.32	0.0	
立法機関合計	3,543.5	78.5	2.22	0.0	
衆議院事務局	1,408.5	32.0	2.27	0.0	
衆議院法制局	82.5	3.0	3.64	0.0	
参議院事務局	1,092.5	23.5	2.15	0.0	
参議院法制局	70.0	1.0	1.43	0.0	
国立国会図書館	890.0	19.0	2.13	0.0	

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
司法機関合計	24,659.5	583.5	2.37	0.0	
最高裁判所	1,015.0	24.0	2.36	0.0	
高等裁判所	1,703.0	38.0	2.23	0.0	
地方裁判所	16,841.5	404.5	2.40	0.0	
家庭裁判所	5,100.0	117.0	2.29	0.0	

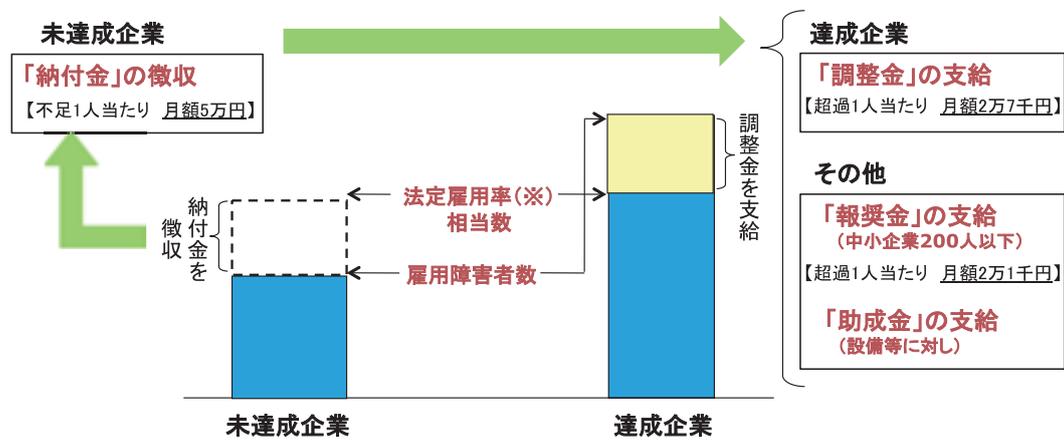
- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関においては、労働者数が48人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 5 注5の省庁は、特例承認を受けている。
特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

省庁	外局等		
総務省	消防庁		
文部科学省	文化庁		
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	原子力安全・保安院

■ 図表2-16 障害者雇用納付金制度の概要

障害者雇用納付金制度について

雇用率未達成企業(常用労働者200人超)から納付金を徴収し、雇用率達成企業などに対して調整金、報奨金を支給するとともに、各種の助成金を支給。



※1 法定雇用率は、労働者の総数に対する身体又は知的障害者の総数の割合を基準に設定。現在2.0%。
 ※2 障害者雇用促進法に基づき、少なくとも5年ごとに、上記割合の推移を勧奨して政令で設定。